

## 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

### 1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい。

2. 解体工事に要する費用  
(受注者の見積金額)

円 (税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地  
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用  
(受注者の見積金額)

円 (税込)



業者名：

印

入札参加業者の方へ

建設リサイクル法施行に伴い、法第 13 条及び省令第 4 条に基づき、工事請負契約書に下記の  
から までの 4 項目について明記することとなっておりますので、入札価格積算に当たり、見積を  
行っておいて下さい。

## 見積項目

分別解体の方法

解体工事に要する費用

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化等に要する費用

項 目	受注者側が見積を行う内容
分別解体の方法	手作業 機械併用の作業 いずれかの方法をチェックする（別紙 2 - ( 2 ) 参照）
解体工事に要する費用	別紙 2 - ( 2 ) ・ ( 3 ) を参考に見積を作成する 対象工事費 ・ 構造物の取壊費用 ・ 現場から搬出するための積み込み作業の費用 <b>全ての建設資材</b> の品目の合計の費用 _____ 円 直接工事費（税抜）
再資源化等の施設名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 ・ 該当する <b>特定建設資材</b> の品目毎の処理を受け入れる施設の名称 ・ 複数でも可
再資源化等の費用	別紙 2 - ( 2 ) ・ ( 3 ) を参考に見積を作成する 対象工事費 ・ 再資源化に要する費用 ・ 廃棄物の運搬費用 該当する <b>特定建設資材</b> の品目の合計の費用 _____ 円 直接工事費（税抜）
備 考	建設リサイクル法に定める特定建設資材は下記 4 品目 ・ コンクリート ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ アスファルト ・ 木材 この 4 品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体・再資源化等が義務付けられている。

## 1. 分別解体等の方法 ( 該当する にチェックする )

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容 ( 工 事 の 有 無 )	分別解体等の方法 ( 解体工事がある場合チェック )
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ( )	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用 ( 解体工事がある場合に記載する、ない場合は該当無し )

分別解体に要する費用 有 無

品 目	数 量 ( t, m <sup>3</sup> )	単 価 ( 円 / t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 ( 円 )
コンクリート			
コンクリート及び鉄からなる建設資材			
アスファルト			
木材			
その他			

積み込みに要する費用 有 無

品 目	数 量 ( t, m <sup>3</sup> )	単 価 ( 円 / t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 ( 円 )
コンクリート			
コンクリート及び鉄からなる建設資材			
アスファルト			
木材			
その他			

上記の ~ の合計が解体工事に要する費用となる。

4 項目以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その他に記入して下さい。

## 3. 再資源化をするための施設の名称及び所在地（複数でも可）

品 目	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート		
コンクリート及び鉄からなる建設資材		
アスファルト		
木材		

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

## 再資源化に要する費用

品 目	数 量 ( t、m <sup>3</sup> )	単 価 ( 円 / t、m <sup>3</sup> )	工 事 費 ( 円 )
コンクリート			
コンクリート及び鉄からなる建設資材			
アスファルト			
木材			

## 運搬に要する費用

品 目	数 量 ( t、m <sup>3</sup> )	単 価 ( 円 / t、m <sup>3</sup> )	工 事 費 ( 円 )	備考(運搬距離等) k m
コンクリート				
コンクリート及び鉄からなる建設資材				
アスファルト				
木材				

上記の ~ の合計が再資源化に要する費用となる。

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

## 5. その他

この見積は、建設リサイクル法第 13 条及び省令第 4 条に基づき、請負工事の契約に際し、発注者と受注者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施を行うことを双方確認するために必要であるため、4 項目について書面での確認を行うものである。